

## 産業建設委員会会議録

- 1 日時 令和8年3月5日(木曜日)  
開会 午前10時 3分  
閉会 午後 2時20分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名  
(出席) 委員長 加藤 保博 副委員長 太田 善介  
委員 溝手 宣良 委員 三宅 啓介  
委員 深見 昌宏 委員 津神 謙太郎  
(欠席) 委員 大月 真一  
(その他出席者) 議員 村木 理英
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名  
議会事務局長 小原 純 同次長 日笠 哲宏  
同主幹 関藤 克城 同主幹 岩佐 知美
- 5 説明のため出席した者の職氏名  
副市長 中島 邦夫 政策監 難波 敏文  
総合政策部長 入野 史也 政策調整課長 林 啓二  
財政課長 岡 真里  
産業部長 西川 茂 農林課長 中山 知輝  
農林課主幹 村上 敏行
- 6 報告事項その結果  
報告事項  
(1) 経営改善計画書について(一般財団法人そうじゃ地食ベ公社)  
(2) 第三セクター等経営健全化方針の策定について  
(3) 一般財団法人そうじゃ地食ベ公社運営補助金交付要綱について
- 7 議事経過の概要 別紙のとおり
- 8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前10時3分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち大月委員から欠席の届出がありました。

また、本日委員外議員として村木議員から出席の申し出があり、委員会としてこれを了承することに決定いたしております。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項(1)経営改善計画書について（一般財団法人そうじゃ地食べ公社）について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 おはようございます。

報告事項(1)経営改善計画書について（一般財団法人そうじゃ地食べ公社）について御説明をさせていただきます。

これまで所管事務調査においてそうじゃ地食べ公社の経営改善に向けた計画策定につきましてお知らせをさせていただいておりましたが、3月3日に公社において策定が行われましたので、御報告をさせていただきます。

内容につきましては、第1章においてそうじゃ地食べ公社の概況、第2章において決算推移（財務分析）、第3章において令和7年度の着地見通し、第4章において主要事業のビジネスモデル解説、現行の各事業の現況について、第5章において経営課題と課題解決の方向性、第6章において数値計画の概要についてまとめられております。

2ページの第1章から御説明のほうをさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、設立の目的と役割として沿革や設立目的、公的な役割と事業領域として公益事業と収益事業のことが示されております。また、組織体制においては役員構成。

続いて、3ページになりますが、執行体制の変革として、現在は専任の代表理事による新体制へと移行したこと。運営体制の整備においては、職員体制等の状況、組織としての管理体制、マネジメント機能が脆弱であったことの課題が認識されております。

続いて、出捐等の状況、市による財政支援や支援体制の課題が整理されております。

続きまして、4ページからの第2章と、次の第3章では、これまでの決算実績と令和7年度の着地見通しが示され、そうじゃ地食べ公社が陥った経営危機の実態と原因について分析がなされております。そうじゃ地食べ公社の過去4箇年の決算推移は表のとおりです。特に令和6年度においては未曾有の米不足や米価高騰等の影響によるふるさと納税の取引急増と、それに伴う大幅な収益費用の増加により、関係事業については決算額が大きく変動しておるところでございます。

4ページの下から5ページに続くところですが、赤字の構造的要因については、外部環境の変化に対して脆弱な収益構造と管理する会計区分の曖昧さが指摘されており、ふるさと納税事業におい

て未曾有の米価の高騰により仕入価格だけで売上げを超過する逆ざや状態に陥り、巨額の損失が生まれ、運営が立ち行かない状況に陥った際にそうじゃ地食べ公社の収益構造だけでは対処し切れない状況であったこと。少ない職員が掛け持ちで様々な業務を行っているため、人件費等が事業に適切にひもづけられていないなど、どの事業が真に収益を上げ、どの公益事業に幾らの公的資金が必要なのかという管理会計の徹底が図れていなかったことなどが課題となっております。

また、令和6年度までの財務健全性の評価においては、主力事業であるふるさと納税返礼品米の米価高騰により、令和7年度以降の営業キャッシュフローは大幅なマイナスが見込まれております。令和8年度中には資金ショートの可能性も指摘されており、こちらについては現在そうじゃ地食べ公社として融資等により対応を行う予定と伺っておるところでございます。

6ページを御覧ください。

第3章、令和7年度の着地見通しでございます。令和7年度の決算見通しは、当期純利益において約5,400万円の赤字となる見込みです。なお、主要項目の着地見込みが記載されており、詳細は別紙参照とありますが、こちらはそうじゃ地食べ公社の会計帳簿及び試算表になります。あわせて19ページの数値計画の概要における詳細についても同様の資料となりますので、本日の資料への添付は行っておりませんので、御了承ください。

令和7年度の着地においても、前章と同じくふるさと納税における逆ざやの清算と事業別の経営管理の徹底、資金対策の必要性が課題となっております。

8ページを御覧ください。

第4章、主要事業のビジネスモデル解説です。ここでは、公益事業と収益事業に分類し、各事業の概要等が整理されております。

まず、公益事業のうち①研究開発事業ですが、新たな特産品の開発、収益を確保できるビジネスモデルの研究開発を目的とし、セロリの地域特産品の復活とそうじゃマイルドセロリとしてのブランディングに取り組んでいます。また、近年スイートコーンの生産においても当そうじゃ地食べ公社の人気商品として定着してきており、より糖度が高く良品率の向上を図る取組も行っています。さらに市の施策と連携した新たな試みとして加工用桃の栽培も計画されています。

単にそうじゃ地食べ公社が作物を生産するだけでなく、市場開拓や栽培技術の確立を通じてもうかる農業モデルをそうじゃ地食べ公社が先行して実証し、そのノウハウを地域の生産者へ還元することで地域農業全体の活性化を図る点に本事業の公益性があります。

続いて、2、研修等事業ですが、新規就農者に対して栽培指導や圃場準備等の支援を行うことを目的としており、国や県の補助事業の受皿として位置づけられています。そうじゃ地食べ公社が主体的に事業拡大を図るものではなく、要請があった場合に都度対応するものですが、受皿となるための圃場準備等は日頃から心積もりが必要です。なお、現在は対象となる希望者が不在となっております。

3、農地利用集積化事業ですが、高齢化や担い手不足等により耕作が困難となった農地、遊休農

地の解消と地域の担い手への農地集積を促進することを目的としております。本事業は、地域農業の維持保全を目的とした純粋な公益活動として実施されており、仲介手数料や対価としての事業収益は一切発生しません。

続いて、4、地産地消事業ですが、総社市内の高齢者、兼業農家、「地・食べ」認定生産者約260人の方がいらっしゃいますが、が少量多品目で生産した農産物をそうじゃ地食べ公社が集荷し、学校給食センター、市内のスーパーマーケットやイオンスタイル倉敷へ供給、販売する事業です。高齢者の生きがい創出や健康増進、市民への安全・安心な食材提供を目的としております。また、地域特産品として開発した加工品、小学校カレー等の販売も本事業に含まれております。

そうじゃ地食べ公社は生産者から農産物を預かり、販売代行を行い、売上高に対し一律15%を手数料として収受する構造となっております。農産物販売における原価は、生産者への支払い額等、売上高の約85%相当で、このほか加工品事業における製造委託費や梱包材の原価として発生いたします。販売管理費としては、毎日の集荷・配送業務に係る配送車両の燃料費及び配送スタッフや事務処理を行う職員の人件費が発生しております。

続いて、10ページの中段ですが、収益事業について御説明をさせていただきます。

⑤生産物販売事業ですが、そうじゃ地食べ公社が所有、管理する自社農園及びハウス施設において、野菜、セロリ、トウモロコシ、キャベツ、白菜、コマツナ、アスパラガス等や米を生産し販売することで、独自の収益を確保しています。特にセロリ、トウモロコシ等の人気品目においては、地域住民への直接販売を通じて高い付加価値を提供し、そうじゃ地食べ公社の認知度向上と収益最大化を図る役割を担っています。

直売と卸売の二つのチャンネルで販売が行われております。様々な直接経費と労務費がコストの大部分を占めています。

6、農作業受委託ですが、地域の兼業農家や高齢化により自力で耕作が困難な農家を対象に、農作業、田植や稲刈り等をそうじゃ地食べ公社が代行する事業です。地域農業の労働力不足を補完し、耕作放棄地の発生を防ぐ役割を担っております。また、令和7年度より総社市の農業施策である代行耕作事業の取組やJAから運営を委託された山手地区ライスセンターの稼働を開始しています。大規模施設では対応が難しい個別乾燥調製、生産者が持ち込んだ米を他者のものと混ぜずに乾燥、もみすりし、そのまま返却する仕組みでありますか、こういった乾燥調整が可能である点を強みとして農家に高いメリットを提供するインフラ機能を担っております。

12ページを御覧ください。

7、地食べふるさと納税事業ですが、ふるさと納税において総社産米の普及促進、耕作放棄地の解消、地産地消の推進と市の財源確保に貢献することを目的としています。

今後の売上見通しとしては、令和8年10月までの発送完了をもって再開するまでは一時的に売上げがゼロとなります。

米価高騰により調達コストが売価を上回る逆ざや状態での発送という構造的欠陥の解消が事業再

開に向け必須となっています。

13ページを御覧ください。

第5章、経営課題と課題解決の方向性について御説明をさせていただきます。

これまでの章において現状分析により明らかになったそうじゃ地食べ公社の様々な課題に対し、具体的な解決の方向性とアクションプランが提示されています。これらは今後そうじゃ地食べ公社が存続するための必須条件と位置づけられておるところでございます。

まず、初めに挙げられておりますのが、経営管理体制の確立です。これまでは事業運営における権限と責任の所在が不明瞭な状態が続いていましたので、実務体制を強化し、計画を実行、管理する主体を明確にし、不測の事態を早期に検知できるマネジメント機能を実装することとなっております。

アクションプランとして今回策定する計画に基づく目標を設定し、四半期ごとに事業報告書を作成し、理事、評議員へ報告。組織全体の現状の把握と課題意識の統一を図るとともに、経営サポートとして中小企業診断士等を活用し、マネジメント機能の強化に向けた伴走支援を受け、経営の透明性の確保及び経営の健全性を保つこととなっております。

続いて、損益管理とコスト配分の適正化ですが、これまで公益事業と収益事業ごとの損益管理ができておらず、過去のデータ把握が困難であることから、事業ごとの即効性のある軌道修正を図ることができない状況ですが、今後は令和7年度中に各事業の作業日報を統合し、経費と人件費を事業別に正確に案分できる集計表を作成、運用開始。令和8年度からはこのデータに基づく事業別管理会計を導入することとなっております。さらに新しい専任の事務員を1名配置します。

これらの取組により経営判断の精度が向上し、経営状況や財務状況について客観的な数値を基に事業を行うことが可能となります。

続きまして、公益事業の再構築と適正化。公益事業においては、人件費をはじめとした共通費用が収益事業に係るものと明確に区分することが難しかったことから概念的な区分となっていたことが、管理会計により算出されたコストに基づき事業遂行に必要な費用を把握することを目指します。また、近年物価高により製造コストが上昇している地産地消事業のカレーについては撤退を検討。現在、令和8年度以降の新規製造、仕入れは停止し、既存在庫については賞味期限を考慮した販売計画を立て、令和8年度中に全ての現金化を行うこと为目标することとなっております。本アクションプランにより持続可能な運営と限られた経営資源を成長分野へ集中させること为目标しております。

続いて、16ページですが、収益事業（生産物販売）の収益性向上。生産物販売において水稲作が中心となっており、令和7年度においては米価の高騰から収益に大きく貢献していますが、今後の下落や不安定となる要素も含んでおるところです。また、セロリやトウモロコシについては直売のポテンシャルを生かし、ブランド化や収益性について組織的な戦略を行うこととされています。

水稲作については、コストの圧縮や収益バランスを調整。セロリやトウモロコシ等についてはブ

ランド化に努めるとともに、高収益な自社農園直売の比率を高めることで利益率の改善を図ります。さらに加工用桃の生産など、将来的に安定的な収入を生むことが見込まれる事業についても検討を加速させます。

また、広報活動の抜本的強化や子育て世代や外国人観光客等をターゲットに、食育やここでしかない収穫体験などにより集客増を図り、そうじゃ地食べ公社の活動に対する理解と支持を進めていくこととされています。

17ページをお開きください。

収益事業（農作業受託）の売上げの最大化。農作業受託事業においては、JAより運営を受託したライスセンターは、一般的な大規模施設では対応できない個別乾燥調製が可能という強力な強みを積極的にアピールし、受託キャパシティーを最大限稼働させることで売上げの最大化を目指すとともに、田植、稲刈りから乾燥調製までワンストップで対応できるフルサポート体制をアピールし、高齢化等で耕作困難な農家からの受注増を目指すこととされています。

また、将来コストへの備えや代行耕作事業の拡大により、農業機械をはじめ設備稼働率の向上により固定費負担を吸収し、安定的な現金収入の増加が見込まれ、そうじゃ地食べ公社の資金繰りを支える重要な柱となることが期待されております。

続いて、18ページです。

ふるさと納税事業の再生準備。総社市がふるさと納税制度に復帰した際には、早期収益化を目指し、この2年間をより適正な利益構造を構築するための準備期間と位置づけ、価格変動が著しい米における先行予約型を採用するのではなく、確実に利益が見込める仕組みを構築することとなっております。

なお、再開の際には信頼回復と再出発のフェーズとなるため、取扱数量は令和7年産実績の約6分の1程度の規模でのスタートを想定しています。

事業再開時にそうじゃ地食べ公社の安定的かつ高収益の柱として事業を再生させ、適正な運営をすることを通じて本当に良い品質であるそうじゃのお米を全国に届けるということにより、失墜した社会的信頼を回復することを目指しています。

続きまして、19ページをお開きください。

第6章、数値計画の概要ですが、この数値計画は、ふるさと納税事業の指定取消しに伴う大幅な減収という経営危機を脱し、自立した農業振興組織としての再生を目指すロードマップとなります。計画の全体を通じてガバナンスの抜本的強化及び収益事業を中心とした自助努力を経営の柱に据えています。具体的には、代表理事による直接的な経営管理、事務管理体制や経営管理の適正化、中小企業診断士等の専門家による経営サポートの導入及び作業日誌に基づいた原価管理を徹底した上での計画となっております。

数値計画の概要でございますが、各年度における各科目の見込みや計画値が記されております。主なところについて読み上げますと、いわゆる決算の状況を示す当期純利益は令和7年度見込みで

はマイナスの5,490万円、経営改善により令和11年度から黒字となる計画です。また、営業利益につきましては、公益事業につきましては令和7年度はマイナス2,523万円、令和8年度はマイナス2,168万3,000円、令和9年度はマイナス1,871万1,000円、令和10年度はマイナス1,390万円、令和11年度はマイナス1,098万円、令和12年度はマイナス908万4,000円と、経営改善により収支の改善が図れる計画となっています。収益事業につきましては、経営改善により令和9年度からの黒字化を計画しています。

これらを実現するために収益改善に向けた主要な取組としましては、先ほど来アクションプラン等にも出てきておりますが、収益事業の自助努力、これまで主力の水稲作はコストの圧縮や収支バランスの最適化を図り、セロリやトウモロコシ等についてはブランド化に努めるとともに高収益な自社農園直売の比率を極大化することで収益率の改善、さらには加工用桃の生産など、将来的に安定的な収益を生むことが見込まれる事業の実施。あわせてライスセンター運営による農作業受託の最大化を図り、新たな収入源を確立すること。

続いて、事業の整理としては、カレー等の事業については令和8年度以降の新規製造をストップし、在庫一掃による早期撤退を行います。

続いて、ふるさと納税事業の再稼働については、総社市がふるさと納税に復帰した際には、米価の推移を精査した上で、適切な販売単価設定により確実な利益を確保しますとなっております。

最後になりますが、この数値計画策定の前提条件と留意事項と計画達成に向けた出捐者との連携について示されております。

なお、今後計画上大きな変更等が生じた際においては、協議の下計画を変更していきたいというふうに考えておるところでございます。

この計画はそうじゃ地食べ公社にとって極めて厳しい道のりのものとなっておりますが、カレー事業からの撤退や経営管理の徹底など、現場には痛みを伴う変革が求められております。しかし、これをやり遂げなければそうじゃ地食べ公社に明日はないという危機感をそうじゃ地食べ公社と市のほうで共有しておるところでございます。市といたしましては、四半期ごとのモニタリングを通じて進捗を厳しく管理し、そうじゃ地食べ公社が再び地域農業の守り手として信頼を取り戻せるよう、責任を持って指導してまいりたいと考えております。

本計画の趣旨と市の農業政策におけるそうじゃ地食べ公社の重要性を御理解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 長々と説明ありがとうございました。この改善計画、これはこのまま銀行へ持って行ってお金を借るときに必要なもんかなというふうに思いますけど。そうじゃ地食べ公社を要は

総社市は今後どうしていきたいんかという、将来に向けて農業政策、公益事業、収益事業ありますけれど、このそうじゃ地食べ公社、一般財団法人ですよ。この30年近くの経緯の流れの中で行政側としてこのそうじゃ地食べ公社をどのように今後活用する、農業政策の一端としていろいろやっていきたいということもあるんでしょうけど、そこら辺の方針的なものはお伺いできますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 まさにそうじゃ地食べ公社の公益上の必要性というところが今後に向けた結果というふうに思っております。そうじゃ地食べ公社は先ほど委員のほうおっしゃられましたように、過去もう何年にもおいて総社市の地食べ事業の取組とともに学校給食であるとか地産地消、地域の高齢者の方々が地域のスーパーとか学校給食に自分が作った食材を提供するというので、まさに農業経営だけではなくて作る喜びであるとか、様々な副次的な効果を持ってこの事業を進めてきておるところでございます。そういったところはやはり公益上必要と考えておりますし、こういうところをさらに伸ばしていく、さらにそうじゃ地食べ公社の設立の趣旨でもあります地域農業に貢献していく、こういったところを最大限発揮できるような組織として第三セクターとして連携をしていくというようなところを将来的に続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 今の御答弁いただいて、農業というのは国の施策の中でも根幹になるようなところですけど、農業部門においてはいろいろ課題というのは今後の課題いろいろありますけれど、国がやらないといけないことですけど地方行政においてこういうことをやっていかないと農業が支えていけないというようなこともあります。

このそうじゃ地食べ公社の再建計画を見させていただいても、これはきっちりよくできてるな。ただ、このことについて税金を今後投入していくべきか、政策として税金は投入していくことは僕はありだと思うんですけど、そうじゃ地食べ公社の役割というものが本当に総社市にとって必要なかどうかというのが最大の、僕はこの流れの中でどのように決めていくんか。私の意見としたらそうじゃ地食べ公社はあるべきだと思ってるんです。これは私の個人の意見ですけど、そうじゃ地食べ公社を軸にして農業を立て直していく一端を担う、全てができるわけじゃないですけど、いろいろこれからの方向に向けて農業を再建していくために一端を担う会社だというふうに私は思いますので、それに向けていろいろ課題は、公益事業、収益事業、本当に今まで我々議会側も多分このそうじゃ地食べ公社に関してはないがしろにして、あまり見てきてない部分というのは非常にあったと思うんです。そういうところはもうちょっと注視しながら、総社の農業のためにもうちょっとどういうふうにしたらええかというのは我々委員会の中でもそうですけど、多分議会の中でこういうことを今まで議論してこなかったというのは、本当に一般財団法人なんで、第三セクターといえどもそういうところにはあまり質問をしちゃ駄目ですよとかというようなこともありましたけれど、本当にこれからの総社市の農業のことを考えたら、ここは主軸になるような会社である

よなというふうに私は思いますので、今後そういうことに向けての課題を見つけていく。

この改善計画で新理事長体制の中でいろいろ見直しが出てこられた、本当にこのとおりだと思うんです。これが本当に実現に向けて、ただこのまま放っておくと、多分どっかで資金ショートはするであろうというのはもう明確なことですけれど、たまたま、これを言っているのかどうか、元JAの理事長だったりとか、そういう絡みがあったりして、強いJAとのつながりもあるのかなというふうに思いながら、そうじゃ地食ベ公社の立て直しに向けて僕は頑張っていっていただきたいなというふうには思います。

まずはここまでで、本当に先ほどの、そうじゃ地食ベ公社に対する総社市の思いというのは確認できましたんで、これに対する今僕質問になってないですけど、これに対する答弁はいいですから。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 ほかにございませんか。

村木議員。

○村木理英委員外議員 委員長にお許しをいただきまして、質問させていただきます。

まず、令和7年度の見込みの当期純利益が5,400万円の赤字というふうに今報告がありましたですけども、これは総社市の補助金ざっと9,000万円ですか、9,800万円かな、投入してもなお赤字ですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、投入していない数字を計画値としては記させていただいておるところです。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 これは投入していないということですね。

結局、赤字が一番の問題かなと思うんですけども、その中で新たに専任者を配置することというのは、より新たな財政負担を生むのではないかと懸念されるわけなんですけど、その辺はいかがですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、新たな事務員を配置することについて費用負担が発生するのではないかとこのところでございますが、こちらにつきましてはどういった人材を配置するかということで、そうじゃ地食ベ公社のほうとも協議をいろいろさせていただいたところです。やはりおっしゃられるとおり、新たな人を採用するとなると人件費が増大するというところの中で様々な検討を行いましたところ、現在そうじゃ地食ベ公社の中に民間企業でそういう管理をされてた方が実は1人いらっしゃいまして、その方をそういう事業に当たっていただくということで今調整をされているということで伺っておりますので、今回のこの件につきましては配置換えというような形で対応することによって新たな人件費の発生はしないというふうに伺っておるところでございます。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 民間企業では経営改善あるいは銀行から融資を受けるというときに、やはり人件費のことをまず見るわけです。したがって、必要な人材というのはこれ必要なんですけれども、いかにやっぱり効率よく優秀な人材に業務に当たっていただけるかどうかというのは、今後のそうじゃ地食べ公社の運営に当たって必要不可欠だと思いますが、ぜひとも費用以上の人材の配置をお願いしたいと私は思います。その辺いかがですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう委員おっしゃるとおりで、そのあたりにつきましても本当に最少の経費で最大の効果を上げるといいますか、そういう適材適所の配置であるとか、これまでのこの改善計画の中でもありますけれども、今保有しておる人材をいかに効率を上げていくか、またその見直しができるところは見直していくかということについて今回代表理事が替わられまして代表理事中心にそのあたりは専門家の意見も交えながら協議をさせていただいておるところでございますので、おっしゃられたことはそうじゃ地食べ公社のほうにもお伝えさせていただいて、そういう取組になるようにさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 繰り返し言いますが、事務局の体制の強化というのはこれは必要不可欠ですので、これは強く経営の根幹として取り組んでいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、事業自体は今事務局長を中心に回っておりますが、経営の方針であるとかそういった部分、今後きっちりした計画に基づいた実行、そのあたりでやっぱりなかなか人材がいなかったというところは一つ大きいところだと思います。おっしゃられるように人件費を削っていくというのが本当にあれなんです、これはもう将来に対しての投資というふうに思っておりますので、その部分はたまたまですが経営のほうでたけた方がいらっしまったので、そういうところで協力いただけるということで、もう改善計画のときから入っていただいて一緒に考えているような状況でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、先ほど来ちょっと気がかりなんです、結局じゃあこのそうじゃ地食べ公社というのは総社市が人事にまで介入できるという判断でいいんですか。私らはそう理解していいんですか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 いや、人事に関与してるわけではなくて、やはり市の第三セクターでございますので、そこは一緒に、うまくいくようなことを新代表理事と相談させていただきながらやっているとございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 でも、先ほど来経営改善にはこういうことが必要であるという話、それに応じていくような形のお返事だったような気がするんですけど、思い切りこれって関与してるんじゃないんですか。だから、総社市とこのそうじゃ地食べ公社って、もう一遍伺いたいと思うんですけど、どういった関係なんですか。ここはここで、一番最初深見委員の御質問にもありましたけど、本来総社市がそこまで介入できるものなんじゃないという理解だったんですけど、これは介入していいという理解でいいんですか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 介入、人事とかそういうお話は別としまして、第三セクターというのが、市が直営ですか、第三セクターにさせていただくかというところで、これはもう密接な関係がある第三セクターの団体でございますので、市が確かに今まで機能の監視であるとか、そういった部分がちょっと抜けてた部分は反省は私どももする部分だとは思いますが、そういったところで連携を取りながら公益事業についてしっかりと進めていただくことを市のほうもお願いし、そうじゃ地食べ公社のほうもそれにできるようなことを相談しながら進めていく、それがやっぱり第三セクターの役割だというふうに思っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。なので、そうじゃ地食べ公社には、総社市として公益事業をお願いするんですよ。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 今回の整理で、公益事業についてしっかり支援をさせていただくということを考えております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、収益事業に関しては特に何もしないですよ。収益事業はあくまでそうじゃ地食べ公社が自分たちの自由にやると。公益事業は総社市のなかなか手の行き届かないところを代わりにさせていただくんだと、すみません、再確認ですけど御答弁をお願いします。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 公益事業というのは、説明をさせていただいたとおりなかなか収入が見込みにくい事業ですが、市として必要な事業を公益事業として第三セクターにお任せするという形になります。収益事業は、企業自体のもうけ部分を出していけるような形が理想でございます。それを公益事業に本当は充てれるのが一番いい第三セクターの形だとは思いますが、今まではそれがふるさと納税事業に頼っていたという部分がございます。それがなくなるとなかなか難しい部分もございますが、それだけではなくて、ほかの事業でも収益を出していけるような団体にしていくというのがこの経営改善計画の趣旨でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。今部長の答弁の中にくしくもふるさと納税事業のことがあったんですが、このふるさと納税事業は収益事業なんですよ。気になるのが、この経営改善計画の中にまだ決まっていなくて、ふるさと納税事業をもうそうじゃ地食ベ公社とするような形になってるんですけど、これってもう決まってるんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらについてはまだ決まっておきませんが、復帰に向けて経営の計画を今立てさせていただいておるとい状況になります。ただ、必ず復帰してもういきなり大きなスタートを切るといことではなくて、改善計画の中でも申しあげましたが、緩やかなスタートのフェーズを取っていくといようなことで、今回の計画については見込まれておるとい状況でございます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

今回のことを受けまして、そうじゃ地食ベ公社も一事業者としてふるさと納税のほうに参加をしたいといふうな形で考えております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今御答弁をいただきましたが、すみません、今日だけではなくて今までの流れの中で私も改めて思ったのですが、要はそうじゃ地食ベ公社がふるさと納税、返礼米ですよ、そのことに関して事業をされるときに、結局JAから仕入れているんですよ。さらに袋詰めとかそういったことはパールライスへさらに外注に出してるんですよ、違いましたか。そうですね。そうしたときに、本当にこれそうじゃ地食ベ公社でせにゃいけん事業だったんですか。別に直接JAをお願いしてもいいんじゃないかなとい気がするんですけど、それをわざわざそうじゃ地食ベ公社をお願いしていた理由であったり、今後もお願いしようとしている節が見えますが、そうである理由があるのであれば教えていただきたい。

収益事業ですよ、そうじゃ地食ベ公社から見れば。総社市が補助をするのは公益事業ですよ。公益事業に総社市が補助をするのは私は構わないと思うんですが、収益事業をもうそこありきで考えているような節が見えるのはいかなものかなと思うんです。ほかにももっとスムーズに行えるところがあるのであれば、もしかしたらコストも抑えられるところがあるのであれば、当然それらも検討に入れるべきだと思うんですが、すみません、一連の流れを見てどうしてもこのそうじゃ地食ベ公社をお願いしなければならないんだといふうに見えてしまうので、そのあたりをすっきり行くように説明していただけたらうれしいんですが、よろしくお願いたします。

○加藤保博委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

すっきり行くような説明になるかあれですけども、今まで総社市のふるさと納税事業でそうじゃ地食ベ公社をお願いしていた返礼米といのは、市としてそのお米を商品として出そうとい考

えの下で市として予定価格というか想定する価格を決めて、そうじゃ地食べ公社から見積りを徴収して、それで契約を結んで商品を出して、商品というか寄附返礼品をサイトに掲載して寄附を募っていたという形がこれまで取っていた形ということになります。今回この停止を受けて、今後その事業を復帰するに当たっては、特に市の側からお米についてこの価格でやろうとか商品にしようということを決めるわけではなくて、あくまでほかの事業者と同じようにフラットに、そうじゃ地食べ公社の側が返礼品米を提供しようと思えば、それはサイトに掲載しますし、そうでなければ掲載しないというのが前提となります。その上で、今回その経営改善計画を策定される中で、そうじゃ地食べ公社の側がそうじゃ地食べ公社として今後経営をしていくに当たって、このふるさと納税返礼品米事業をしようという計画を盛り込まれてるという形になりますので、これまでとは関係性は変わってくるというふうに思います。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 まず、公益事業には補助金を投入するという意義は、これは分かります。金額にもよりますが、これは一定の理解ができる。しかし、収益事業はこれはあくまでそうじゃ地食べ公社が独自にやるものである。令和7年度3,000万円の赤字があつて、これを令和12年度に2,000万円の黒字までというのは5,000万円改善しなきゃいけないというのが現実的にどうなのかと非常に思えるわけです。収益事業の内容を見てみますと、議会側にも責任があるかなと思うのは、以前根馬議員が山手のセロリを復活すべきというのをされてますよね。そのときにちゃんと数字が立ってセロリを始めたのかどうなのか。これもやっぱり今見直す時期になってるんじゃないかなと、これは思うわけです。

それと、先ほど溝手委員が言われましたですけど、ふるさと納税事業、これをなぜ今の時期そうじゃ地食べ公社がやるということが前提になっているのかというのが、ちゃんと市民に対して説明できるのかなというところです。一事業者として農協がやるというのが、これが筋かなと思うんですけど、JAか、JAはこれは全くやる気はないのであるとか、あとやっぱり今回のいろんな一連の問題のときに、結局そうじゃ地食べ公社のふるさと納税事業の返礼品の問題が非常に根強く残ってるので、ここをきちんと払拭しないと、なかなか市民の理解も得られないと思うんですけども、そのあたり何かございますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 収益事業のところではセロリのお話をいただきましたが、こちらにつきましては現在は黒字の年もあればちょっと赤字が出てる年もあるというような状況でございますけれども、この辺についてもコスト管理と労務費であるとか、そういったものを含めて今回見直しを図りまして、もう本当に収支が立つというような見込みで事業を実施するというふうに伺っておるところでございます。その上で収益率の改善とか、そういったところで見込みを立てられていると伺っております。

以上です。

○加藤保博委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 ふるさと納税の部分についてですけれども、委員おっしゃられたJAが行う意向があるのかどうかということは今確認してませんが、先ほど申し上げましたとおり今まで市の側が委託をしていたという関係は一旦リセットという形になって、ほかの事業者とフラットというか、同じようにこちらサイドとしては見て判断しますので、そうじゃ地食ベ公社から申出があればそれは掲載しますし、ほかの事業者からも申出があればそれは掲載していくという形になります。

今回こういう問題を受けた中で再開のときにまた掲載していくというところに当たっては、それはしっかりその経緯であったり状況であったり、どういうところが変わったのかというところは説明していく必要があると思いますので、そこはしっかり説明をしながら再開に向けた取組をしていきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 先ほどのセロリの件について少し補足をさせていただきます。

これは私も覚えております。根馬議員のほうから山手のセロリを復活させてほしいというふうなこともございまして、市からもそういうことでセロリのほうをお願いをさせていただいてる部分もございまして、これは収益事業にするのか公益事業にするのかというところが難しいところであると思います。ただ、公益事業の中に研究開発事業というふうな、特産品開発とかそういった部分もございまして、今もスイートコーンについてもそうです、よりよいものを研究するためにどういうものやっていくかという経費は研究事業のほうで持たせていただく公益事業にさせていただく。セロリのほうも今大人気になってますので、それは収益事業で今後は収益事業中心にはやってみますが、同じようにほかの品目が出てきたときには研究開発事業のほうでやらせていただきたいというふうに、公益事業のほうですね、思っているところでございます。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 そうじゃ地食ベ公社と市の関係ですけれども、これは先ほど溝手委員が言われましたけれども、非常に一蓮託生だという形で、非常に厳しい市民の目が向けられているという現状がありますので、ここは十分に注意されたいと思います。

それと、補助金の問題なんですけれども、結局赤字部分を何か総社市だけが負担してるというふうには私を見てとれるんですけども、やはりこれは資本金割合で公平に分担する必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺のお考えはないですか。

○加藤保博委員長 この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時2分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

当局、御答弁のほうできますでしょうか。

農林課長。

○中山知輝農林課長 先ほどの件にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、出資について山手村時代、そうじゃ地食べ公社を設立するときに寄附のような形で出資のほうをいただいております、さらにそれぞれの出資者に対して配当等も行っていない状況というところがございますので、現状におきましては市のほうで補助の部分を負担するというような考え方になるのかなというふうに今思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 今日私の質問のもともとの根底は、先ほど申し上げましたですけども、市民の目はそうじゃ地食べ公社とそれから市役所が癒着するとは言いませんけども、非常に関係性が強いところに問題があるんじゃないかということが懸念されるわけです。先ほど御説明いただきましたですけども、最初のこのそうじゃ地食べ公社の成り立ち、もともとそうじゃ地食べ公社というのはどういうもんだったのか、営農組合とどこが違うのか、歴史的な背景もあると思うんですけども、どんどんどんどん数字が大きくなっていってもう手に負えないところまで来てるんじゃないかなと私は見えます、数字を見て。そのあたり、名前もそうじゃ地食べ公社ってなってるんで、総社全域を何か担当するようなことをやはり考えてしまうと。これはもともと山手地域で起こってることでしょうから、本当は山手地域の何らかの役割を果たすというところから出発しているのに、それがどんどん崩れてきて大きく大きくなってにっちもさっちもいかないような状態になってるように私は思うんですけども、その歴史的な背景とか何かそういうことがこの改善計画に盛り込まれていれば、そこを教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおり、そうじゃ地食べ公社につきましてはルーツを山手村時代に持っております。その後、組織名称であるとか組織の形については変革を遂げてきておるといところでございますが、一般財団法人になったときには総社市内の農業の振興に資することを目的といたしまして設立をされております。また、地産地消や地域間交流を展開し、地域振興策を実施する団体や住民との連携における中核的役割を果たすことで活力ある地域の創造と住民福祉の向上に寄与するということを使命としてそうじゃ地食べ公社として立ち上がっておるといような状況でございます。その上で、事業の領域としましては、先ほど来いろいろお話をさせていただいております公益的な事業、または収益的な事業、こういう二つの側面を持って事業に当たっているというところがございます。

だんだん規模が大きくなったというそのあたりの変遷についてなんですけれども、今そうじゃ地食べ公社という名称になっておりますし、市のほうで地食べ事業という取組を行っておりますが、こちらにつきましては平成21年に総社新農業会議というのが発足しまして、総社市の農業をこれからどうしていくかということを考えようということで、有識者等が集まりまして議論をさせていた

だいており、答申をいただいております。その中で地産地消として学校給食を推進していこうというようなこともございまして、学校給食へどのように地域の野菜を供給していくのかというところが様々な議論を経る中でそうじゃ地食ベ公社をそういった実行部隊として捉えてそういう公益事業をやっていたらこうというような流れの中で、学校給食事業であるとか、あとスーパーでの販売というところにシフトして、事業も山手村時代から大分変わってきているという状況でございます。その中でまたさらに地産地消事業、収益事業も確保していこうということで、先ほど来お話もありましたセロリの復活であるとか、そういったことにも取組をさせていただいておる、こういった変遷になっておるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 今農林課長が説明いたしましたことにつきまして少し補足説明をさせていただきますと思います。

そうじゃ地食ベ公社、農業公社でございますが、これはもう山手に一つあるだけでございます。そして、旧総社市といいますか、総社、清音地区には営農組合、旧総社市だけでも12か13ぐらいはあると思います。池田、新本、昭和、前川、三輪、山田、それから清音地区に軽部以外にも三つか四つあると思います。こうしたものは圃場整備事業、これは昭和の終わりから平成の一桁ぐらいにかなり総社もやりました。その中で20ha以上が県営事業、ちょっと規模の大きい圃場整備でやっております。これは全国的です。そういった中には営農組織、営農組合をつくる、圃場整備ができた暁には営農組合でやるんですよというのがもう義務づけになっております。そうしたところで清音地区、総社地区はそういった営農組合があります。そして、山手地区につきましては、そういった大規模な圃場整備は山手村のときにやってません。若干やるのはやっとなんですけど、それはもう山手村が事業主体になってやっとなるもので、もう本当に4ha、5haぐらいな小さい単位で、せえで営農組合自体がございません。それで、山手地区としたら休耕田なんかはその当時からでも問題になっておりましたので、こういった農業公社を立ち上げてそういったものを解消しようというのが、その当時の山手村でした。

ですから、生き立ちといいますか営農組合とこの農業公社の違いがそういうところにあります。そして、どうしても地形上、池とか十二箇郷用水の末端に当たります。そして平地部が少ないみたいなところで、どうしても岡山県道270号清音真金線とか国道429号線を走っていたら分かるように、水はけの悪いところも数多くありますので、なかなか兼業農家の人が持っている小型の農業用機械ですと難しいというところがありまして、それで耕作放棄地なんかはいつとき増えたことがありました。そして、そういうところを農業公社が預かってやって今に至っているというのが現状でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 何点か聞きたいことがありまして、資料の19ページで一応お金の関係で黒字が令和11年度には出ますよというふうなことが書いてあるんですけども、これは補助金とかは考慮されていない状態で、あくまでも収益だけでここまで持っていくという形でええですか。それだけ教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員御指摘のとおりでございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 ということは、これに補助金が入ってくるとまた計算式も変わってくる。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、例えば今お話しさせていただいているのは公益事業に対して補助金を出すということであれば、例えばですけど公益事業の赤字の部分に該当するというようなところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 で、なんですけど、私いろいろ事業計画書であるとか自分で書いたりとか人を見たりとかする機会も多かったものですから、これ見た感じすごく分かりづらいし、結局どういってお金が入ってきてどういってお金で黒字化を目指すのかというところが正直もやもやもやもやとした感じでありまして。何が言いたいかといいますと、今村木議員も言われましたけども、収益事業と公益事業の2本立てというところが非常に分かりづらい。例えば公益事業1本に絞ってしまえば、補助金を入れて黒字化することもできる。公益事業に関してもなんですけど、例えば今でいうと代行耕作であるとか云々かんぬんいろいろありますけども、ここは正直言って公益事業でやるのであればほかの例えば農家ができないことをやっていくべき、研究も含めてだと思っんです。何をしたいかというたら、例えばIT化を進めていく事業を入れるであるとか、そのほか種の栽培であるとか。結局、ほかの農家でもできる、例えばセロリなんかでもそうじゃ地食ベ公社がやる必要性がどこまであるのかというのは僕も疑問なんです。例えばこれをアウトソーシングして、地食ベというブランディングで売っていく、例えば総社のほかの農産物も含めてブランディングを地食ベに集中させて一括して進めていく、さらにそこに例えばロイヤルティをかけて、農家から預かったものを地食ベのシールをつけて出すことによって多少収益が生まれるであるとか、こういうのは公益性もあり収益性もあると思っんですけども、どんなでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおり、ここの表だけで公益事業、収益事業の内訳というのがちょっと見えにくくて、そこについては分かりづらいところがあったのかなというふうに思っっておりますが、公益事業と収益事業については先ほどその前のページとかでもお伝えをさせていただいておりますが、公益事業には四つの事業が該当してございまして、また収益事業については生産物

販売、農作業受委託、ふるさと納税、この3事業ということでございます。その収支を基に積み上がってくるということになっておるところでございます。

あと先ほどおっしゃっていただいたIT化であるとか種の栽培への取組、あとブランド化、そういったところについて研究開発のほうでということでお話いただいておりますが、そういったところも含めて本当にブランド化を図っていくような費用であるとか、また栽培方法によってそれを高品質で数量が多く取れるとか、そういったノウハウを研究することによって当然自社の生産活動の強化につながりますし、それを地域に還元していく、こういったところでの公益性というところを見込んでおるところでございますし、先ほどのIT化とかそういったアイデアにつきましてもそうじゃ地食べ公社のほうへお伝えをさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 もうちょっと言わせていただきますと、例えばうちの地区で言いますと、ハウスを建ててブドウを作られてる方がたくさんおられます。一番問題になるのは、ハウスを建てるときの資本がなかなか取れないであるとか、そういうところを例えば使われてないハウスをそうじゃ地食べ公社のほうで改修していただいてレンタルしていただくとか、減価償却できるまで貸していつて、最終的に減価償却を終えた状態でもう譲渡するであるとかというふうな農家に寄り添った形のをすれば、公益性も生まれますし、逆に税金を投入する意味合いとしても非常に有用じゃないかなと思うんです。

この計画書を見る限り、収益化で上げて黒字にしますというんですけど、ちょっと見通しの不透明過ぎるなというのがありますんで、いっそのこと公益性に振るのも一つかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 公益事業をどこまでどう何をするかというのは一つあると思います。市の農業施策と十分に連携して市ができない部分を担っていただいているわけなので、市として農業のIT化をどんどん公益的に進めていくような土台をつくっていかうとか、そういう事業であれば公益事業としてそうじゃ地食べ公社にやっていただくというふうな、様々多分出てくると思うんです。その辺は今じゃあそれをやれというふうに言うとなかなか難しいことがございますので、そういった余裕が出てくればそういうこともやりながら、そういった公益事業を収益事業もやりながらその利益を出せれて、それを埋めれていけばどんどんどんどん事業自体も広がっていくのかなというのは考えるところでございますので、将来にわたっての検討課題かなとは思っています。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 そういうことです。結局、取りあえず黒字にするという部分で今の計画を立てていただくとくのも一つ、これは今の現状をそのまま引き続いて収益化をしていくという話なんですけど、ここに未来の話を入れてほしい。結局、今後こういう形になるんで税金を投じる意味があり

ますよ、存続させる意味がありますよということを入れないと、今までやってきたことをそのまま続けるんだから、また補助金入れて云々かんぬんでって毎回もめる話になると思うんです。

ここの一番僕が言いたいのは、この改善計画の中で未来図が描けてない、ただ収益を黒字にしまっただけのことが書いてある。今後、さっき言いましたけどIT化にしても例えばIT化したトラクターの貸出しを行います、収益も上げていきます、例えば使いたいというところに対してレンタルをしていくであるとか、そういう、公的なんですけど収益も上げれるようなモデルというのがたくさんあると思うんです。そういうのを未来予想図として入れていただければ私的にはですけど非常に納得できるものだなと思うんですけど、これがあくまでもこれから黒字にします、頑張りますみたいな話だと、ちょっと厳しいかなという気がするんですけども。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 御意見は承って、そうじゃ地食べ公社にもお伝えをさせていただきます。一つ、加工用桃を産業建設委員会の中でも御説明させていただきましたが、耕作放棄地の解消と、あまり手間が実際の桃よりはかからない、作業量が少ない中で高収益を上げれるというふうな、そのことも今後進めていくことになると思います。それを総社市の農家の方とか兼業農家の方であるとか、そういったところに広げれば収益も全体として上がってくることでございますので、今そういうことも少しだけは盛り込んでいると思うんですが、そうじゃ地食べ公社のほうに今の御意見はお伝えをさせていただきます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 何点か教えてください。先ほど太田委員も言われました19ページのこの予算書の中で一つ確認が、先ほどからも何度かふるさと納税の話が出ましたが、令和11年度から黒字になる予定だということですが、この中にはふるさと納税の入という考え方は入っていないということでしょうか、よろしいのでしょうか、まず確認させてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、ふるさと納税の入出については入っておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ということは、先ほどのふるさと納税のお話ですと、あくまで手を挙げる一事業者だというふうに認識はしてはいたけれども、この予算書の中にはもう既にそれは織り込み済みの数字が入ってるということでしょうか、よろしいですか、もう一度確認させてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 一事業者として参加したときにこの金額を見込んでいるというところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。この数字の考え方は分かりました。

そして、もう一点ですけれども、その二つ上に公益事業のところが書いてありまして、令和7年度は2,500万円ほどの公益事業がマイナスですよと。これ年を追うごとに公益事業のマイナスは減ってきていると。これは多分努力をされての結果だとは思いますが、僕の考え、イメージだと公益事業というのは収支がなかなか出にくい事業なので、2,500万円どころか増えていくものぐらいなイメージなんですけど、これ減っていく理由、考え方がもしそうじゃ地食べ公社のほうから何か示されていけば教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 公益事業であればどんどんというようなお声もいただきましたが、現在この公益事業の収支の赤字が減っている理由といたしましては、適材適所による人件費の見直しであるとか、あと地産地消事業等についてはスーパー販売とかも行っておりますので、その事業の集約化であるとか販売増、あとカレーの販売を見直していくというところで経費の移動とか、そういったところもありまして、そういった様々な要因を基に積算をされているという状況でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。これ以上突っ込んでこの件は聞きません。

別の件、聞かせていただきたいと思います。

14ページの経営課題と課題解決の方向性の中で、損益管理とコスト配分の適正化（管理会計）というところに、先ほども村木議員からお話がありましたが職員1名配置しますと、その予定だということで、僕はこれは前向きな改善の一つの方法なんだろうと思うんですが、管理会計というこの場所に職員1名配置しますということを記載してあるということは、この職員はもうかなり会計に関して、今までそこがやっぱり詳しい方がいなかったの、経営感覚を持った方がここに専門家が入ってくるというイメージなんですけど、そうすると総社市の職員もそこまでこういうことに携わらなくてもこのそうじゃ地食べ公社の専門家が全て管理のことは例えばこういうところに来て説明してくださるぐらいのプロフェッショナルな方がここに入ってくると、そういうイメージでいいんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 ここに来て説明をといるところは今お答えはできませんが、本当に民間企業でそういった経理とか管理に携わられていた経験をお持ちの方ということで、かなりのそういう事務能力は発揮していただけるというふうに理解しておるところでございます。また、今回新代表理事につきましても農協のほうでずっと経営に携わってこられて役員、組合長もされておられるということで、非常にその辺の経営についてシビアな感覚をお持ちですので、そういった方々を含めて、あと本当に実際の会計処理ということになりますと当然担当の税理士とかもおります。また、その経営をずっと経営改善をしていく分に当たっては、今回中小企業診断士の力もお借りするというのでお伺いしていますので、そういった力を全て総動員しながら経営改善に当たっていくという形で伺っておりますし、それについて市のほうもしっかりモニタリングをさせていただいたり一緒

になって考えたりしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 そういう方が入っていただいて、市の職員の負担にならない程度のスペシャリストの方に入っていただきたいという思いを伝えておきたいと思います。

それと、もう一点だけ最後に、先ほども何度かお話が出ましたが、代行社中、要は農作業受託、ここは非常に重要な部分だと思いますが、ここを収益事業という部門に入れていると。ということになると、採算が合わない場所については受けられませんと、そういうような判断になるのではないかとちょっと危惧はしているんですが、むしろこれ議会のほうからもこういう農業の課題の提案としてこの事業を取り入れられたということであれば、むしろ公益事業に入れて、作業が難しいような田畑でも請け負うぐらいなイメージを持つべきものなのかなと思うんですが、これ収益事業に入ると、いやうちはそこもうからない田んぼなんで受けませんか、そういうことになってしまうのではないかとというふうに思うんですが、そのあたり分かる範囲で答えていただけますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 これにつきましては、まさに代行社中の意義というか制度のことにも関係するというふうに思っておりますけれども、代行社中につきましては基本的に条件不利な農地を耕作するときに発生する不利益といいますか、人夫賃が余分にかかるとか、作業するのにコストがかかる、多めにかかるというところを補正するための制度として御理解いただければというふうに思います。ですので、そうじゃ地食ベ公社もそうですし一般の農家の方、営農組合とかもそうなんですけれども、通常どおりそれぞれの収益確保ができる委託契約の中でそれぞれの個人の方の農地を作業していただくということで進めているということになります。

今回そうじゃ地食ベ公社の農作業受託で言いますと、通常のところはそうじゃ地食ベ公社が収益が取れる料金で農作業受託を請け負って、今までどおり、さらに収益性は見直すところもあるかもしれませんが、そういった形で作業していただく。その中でやはり条件が見合わない、小さい農地であるとか、そういったところについては代行社中でそうじゃ地食ベ公社において補填をしながら事業を実施して、条件不利だから耕作ができないというようなところを代行社中の事業で埋めていく、そういった形の位置関係というふうに思っていたいただければいいかなと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。ということであれば、これはあくまで聞こえてくる範囲なんですけれども、山手にある農業公社から遠い場所の作業の受託をやっていただきたいときに断られるケースがあるということは、そうじゃ地食ベ公社という性質上基本的に遠かろうが近かろうが、やっぱりやっていくべきなんだろうなとは思いますが、そういうことはないというふうに理解していいんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食べ公社に限らず、そういったことがないように全市的に取組を行いたいというところで代行社中の事業を設けさせていただいておるところでございます。作業の時期とかによってやはりどうしても行けるとき行けないときというのはそれぞれで多分出てきたりしますし、逆に地域が違えば生育の時期とかもずれてくるので、逆に行けるといふようなところもありますので、そういったところの調整であるとか、そういったところはそうじゃ地食べ公社のほうでもしっかり力を入れていただいて、代行社中の事業で全市的に困られる方が少なくなるような取組にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 資料の5ページで自己資本比率に関して書いてありますけども、この資産に関して1億3,000万円ほどの資産があると思うんですけども、これって現金が4,000万円ぐらい残って、ほかに施設とか何かいろいろあるんですか、機械とか。それを教えてもらっていいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、全資産について何々かというものは今持ち合わせておりませんが、土地、建物であるとか農業機械等の資産はございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 結局、内部留保的な部分で、これ毎年の収益と費用に関してみるとほぼほぼ残ってないみたいな感じであると思うんですけど、これって今後の計画として多少なりとも現金は残していく計画ですよ。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、通常の運営が行われていけるようにはそれぞれ残していきますし、今後収益の状況を見ながらそこが増えていくのかどうかというところだと思いますし、健全な経営ができるようにしていただきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 そこがいまいちよく分かりづらいところなんですけど、自己資本でやっていきますと書いてあるけど、補助金も入れていく、プールもしていくという話になってくると、どういう決算というか、この部分に関しては全部使う、公的な部分には全部使う、収益物件としては残していくみたいな話で思っておけばよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、一応会計の分け方としては、公益事業と収益事業は分けていただいて、収益事業について黒字が出たときには、当然現在キャッシュがなかなか不足しがちということで今借入れ等も検討しておられて、現金を何とか用立てると。それについて当然借入れですので、今度は収益事業で返済を行っていくというような形で、そのあたりをしっかりと分けた上で運営

をしていただくというふうに思っております。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宜良委員 すみません、また公益事業のことについてまたさらに確認というかお尋ねをするんですが、私も公益事業には補助金出してもいいんじゃないのというふうなことを申し上げましたけど、とはいえその公益事業が実際に効果を発揮しているかどうかということは非常に大切な視点なんだと思うんです。公益事業だから、例えば今回のこの資料の中にもありましたけど研修事業というのは今やってないんですよ、実際。やってないというのは対象者がいないんで。だけど、実は若手就農家の方々なんかでうちへ来てみりゃええがみたいな形で一緒にしばらくやってみたりしているところはあるわけで、なぜそういった人がいるのにこういったところは一切関与できなかったんだろうとか思うこともあるわけです。

その研究開発事業、セロリのことは成功して今大変な人気なんだということなんですけど、それしかないんじゃないかなというふうにも思うんですし、しかもセロリが人気になってセロリ農家がどれだけ増えた、あるいは潤ったとかというようなことが、そこまで出て初めて公益性があったと言えるんだというふうに思うんですが、そういった検証はこのそうじゃ地食べ公社はされていらっしやるんですか。そういった効果が非常に上がってるから、これは総社市としてもますます補助をしていくべきだということになるんだと思うんですけど、そういった検証はいつ誰がどこでどのように行っているのかを教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御質問ありがとうございます。まず、新規就農者の関係でございまして、それについては国や県の制度を使って就農される方の受皿ということになりますので、県等とも連携を図ること、またいわゆる産地、山手地区でいうと桃であるとか、秦地区であればブドウであるとか、そういったところとの調整を図った上で受入れの調整ができたときにその受皿となっていくというふうな事業となっております。その関係で、現在ほかの産地を希望されていらっしやる方というのはいらっしやるんですけども、今回そうじゃ地食べ公社を通しての受入れというところが今現状はないというところなんです。

あと、セロリとか公益事業の検証というところについてになりますが、こちらについては地食べ事業の推移ということで、スーパーでの売上げであるとか、学校給食での地食べ率、こういったものを用いて今どういった状況かというところは把握しておるところです。また、農業ビジョンにおきましても目標数値としてそのあたりも定めておりますので、そういったところをもって評価、検証しておるといような状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 だからそういった検証を通じてそうじゃ地食べ公社がこれだけの貢献をしているからというのが明確に分かっていると、じゃあ示せと言われたら示せる状態であるということではないですか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 十分かというのと、その検証というのは多分十分できてなかったとは思いますが、その検証の部分をもっとしっかり、補助金を投入してどういう効果があったかというのをやっぱり議会の皆様にも御説明をしていくべきだとは思いますが、今後事業報告も含めて、住民の皆さんももちろんなんですが、そういう第三セクターに対しての実績というかは後で御説明させていただく方針の中にも1年に1回は報告をいただいて継続的にホームページにも公開していくというふうなこともございますので、そういったことで公表していきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、いろいろ一生懸命私もこれをずっと読み込んで、もっとチェックしとったりするところはぎょうさんあるんですけど、時間もかなり経過しておりますので、ただやはり他の委員の御意見を伺った中でも、やはりこれでじゃあ十分ですよという意見ではなかったように私は感じたので、そういったことも踏まえて、これでオーケーではなくまだまだ改善が必要ですよということをしっかりお伝えしていただく。そして総社市としてもしっかり管理していただくといったようなところで私は一旦収めようかなというふうに思っております。

○加藤保博委員長 今のお考えを。

産業部長。

○西川 茂産業部長 ありがとうございます。総社市としてもしっかり管理をいたしまして、またこの計画は実証してまいりますので、また計画に大きな変更とかそういうこともありましたら、またこの改善計画の見直しも随時行っていただくこととしたいと思います。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 最後になるかもしれませんが、一つだけ。総社市がこの第三セクターを持つ意味というところで一つあれなんですけど、これって一番分かりやすいのは議会を通さなくていいというところがあると思うんです。第三セクターで例えば何か車を買ったというのも、例えば議会に対してこういう車を買います、予算下さいとか言わずに、自己資金でやるなら勝手に買えよみたいな話ができると思うんです。そういう自由な動きができるので、そういう部分を十分に活用できるような事業で進めていただけたら、議会としても予算が承認されやすいんじゃないかと思っておりますので、今後ともよろしく願いしますというところで、特に答弁は要りませんので、よろしく願いします。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)第三セクター等経営健全化方針の策定について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 報告事項(2)第三セクター等経営健全化方針の策定について御説明をさせていただきます。

この方針は、総社市が出資する第三セクター等のうち、財政的なリスクが存在する団体に対し抜本的な改革を含む経営健全化の道筋を定めるものです。総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」及び「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に基づき、経営の現状を分析し、将来にわたって持続可能な運営体制を構築することを目的としています。今回この方針の対象となるのは一般財団法人そうじや地食公社で、現在設立以来最大の経営危機に直面しておるところでございます。本方針ではこの危機を単なる財務上の問題として処理するのではなく、組織の在り方を根本から見直し、再生するための具体的な計画と市としての支援、監督の在り方を定めることとしておるところでございます。

1 ページをお開きください。

1 ページ目には、作成年月日及び作成担当部署及び第三セクターの概要を記しております。

2 ページをお開きください。

経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与においては、法人の経営状況及び財政的なリスクの現状について記載をいたしております。

リスクについては、債務超過の懸念と流動性の危機が上げられます。

財政的なリスクが高くなった要因ですが、1、収益構造の脆弱性、2、部門別採算性の不透明化、3、経営管理体制の脆弱性、4、外部環境変化への対応力不足が主な要因と分析しております。

続きまして、これまでの総社市の関与でございますが、財政支援の実施状況について補助金額及び状況等について記載いたしております。

監査・評価の実施状況においては、これまで定期的な財務監査や事業評価の実施が不十分であり、経営状況の悪化を早期に把握し、適切な対応を講じる体制が整っていなかったことや、設立以来長らく総社市長が代表理事を兼任する体制が続いており、ガバナンスの強化が課題としておりますが、昨年10月29日をもって市長兼任体制については解消され、専任の代表理事による新体制へと移行されております。

4 ページを御覧ください。

抜本的改革を含む経営健全化の取組に関する検討についてですが、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の別紙2、10ページの表になりますが、こちらに定める「抜本的改革

を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により、以下のとおり検討を行っております。

事業そのものの意義（行政目的との一致度）についてでございますが、1、地域農業の振興：効率的かつ生産性の高い農業の振興を図り、地域の活力創造に寄与している。2、農地の保全：高齢化、担い手不足により耕作が困難となった農地の解消と担い手への農地集積を促進している。3、地産地消の推進：市内の高齢者や兼業農家が生産した農産物を学校給食や市内スーパー等へ供給し、生きがい創出や健康増進、市民への安全・安心な食材提供に貢献している。4、特産品の開発：セロリやスイートコーン等の研究開発により、地域ブランドの確立と農業の高付加価値化を推進している。これらの事業は、民間企業単独では公共性・公益性の担保が困難であり、第三セクターとして実施する意義があるとしております。

続いて、採算性の判断について、公益事業と収益事業について分析をしております。

続いて、事業手法の選択について検討を行いまして、結論といたしましては、当法人は大幅な経営改革を実施した上で第三セクターとして事業を継続することとしますが、今後の経営改善の推移を注視し、必要に応じて事業手法の見直しを行うこととしております。

続きまして、5ページの中段でございますが、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応についてですが、法人自らによる経営健全化のための具体的な対応として、当法人は経営改善計画を策定し、以下の取組を実施することを求めます。

1、ガバナンスの抜本的強化については、事業活動報告（予実の管理）の徹底。経営改善計画に基づき目標を設定し、四半期ごとに数値と業務内容の両面から成る事業報告書を作成する。理事、評議員へ報告し、組織全体の現状把握と課題意識の統一を図る。

専門家による支援。中小企業診断士等を活用し、マネジメント機能の強化に向けた伴走支援を受ける。

執行体制の変革。専任の代表理事による経営の透明化と責任の明確化を図る。

続きまして、損益管理とコスト配分の適正化については、事業別損益管理の導入。令和7年度中に各事業の作業日報を統合し、経費と人件費を事業別に正確に案分できる集計表を作成、運用を開始する。令和8年度からはこのデータに基づく事業別管理会計を導入する。

6ページをお開きください。

続きまして、事務局体制の強化でございますが、煩雑な原価計算や月次報告書の作成を行うため、現在の事務職員に加え新たに専任者を1名配置する。

3、公益事業の再構築と適正化についてですが、公益事業の明確化と効率化を図ることとしております。

収益事業の自助努力につきましては、水稻作の収益改善、セロリ、トウモロコシ等のブランド化、加工用桃の生産、ライスセンター運営の最大化、カレー事業の撤退など不採算事業の整理としております。

5、ふるさと納税事業の再稼働については、先行予約型を改め、総社市がふるさと納税制度に復帰した際の事業再開を見込む。適切な販売単価設定により確実な利益を確保する。米価変動等の外部環境変化に対応できるリスク管理体制を構築することなどを具体的な対応として健全化に取り組んでいただくこととしております。

続きまして、7ページですが、地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応について総社市が実施することを記しております。

1は、公益事業に対する適正な財政支援です。農地利用集積円滑化事業、地産地消事業、特産品研究開発事業等の公益事業については、その公共性・公益性を踏まえ、事業に要する経費、人件費を含みますが、について適正な対価を支払うとともに、公益事業に対する補助金の算定根拠を明確にし、透明性の高い支援体制を構築することとしております。2は、経営モニタリング体制の強化です。四半期ごとの経営状況の把握、外部専門家による評価の確認、監査の実施を行うこととします。3は、ガバナンスの強化です。4は、損失補償・短期貸付けの禁止。5は、議会・住民への説明と情報公開です。

8ページをお開きください。

当法人の経営状況、財政的なリスクの状況、経営健全化の取組等について議会に対して定期的に報告し、理解を得るとともに、市のホームページ等を通じて住民に対して情報公開を行い、取組状況について継続的に公表することといたします。

続きまして、財政的なリスクを解消させるまでのスケジュールについてですが、当法人の経営健全化は以下のスケジュールで実施することとしておりますので、御覧ください。

しかしながら、総社市はふるさと納税事業が2年間の指定取消しとなり、この間はそうじゃ地食べ公社の主力事業が停止するため、5年間で完全に財政的なリスクを解消することは困難であることから、以下の改善方針により5年間で財政的なリスクを大幅に改善するよう協議し取り組んでいくこととしております。

1、収益事業の自助努力の徹底ですが、水稻作、セロリ・トウモロコシ等の収益改善、ライスセンター運営の最大化により、ふるさと納税事業停止期間中も一定の収益を確保すること。

2、公益事業の適正化ですが、公益事業と収益事業の区分経理を徹底し、公益事業に必要な公的支援の根拠を明確化することで市からの適正な財政支援を確保する。

3、ふるさと納税事業の再開準備ですが、総社市がふるさと納税制度に復帰した際には適切な価格設定とリスク管理により安定的な収益を確保すること。

4、ガバナンスの強化ですが、四半期ごとの経営モニタリングと外部専門家、中小企業診断士等ですが、による伴走支援を実施させることにより、経営状況の悪化を早期に把握し迅速な対応を行うこと。

これらの取組により、令和11年度までに財政的なリスクを大幅に改善し、令和12年度以降に完全な解消を目指すこととしております。

この経営健全化方針は、そうじゃ地食べ公社が地域の農業と食を支える存在として再生するための大きな方針です。道のりは平坦ではありませんが、市とそうじゃ地食べ公社が一体となって健全化に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○加藤保博委員長 ありがとうございます。

この際、しばらく休憩いたします。

再開は本会議終了後、適宜といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時8分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項(2)第三セクター等経営健全化方針の策定についての説明、報告いただいておりますので、それについての質疑に入りますが、質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 3ページの【財政的なリスクが高くなった要因】というところについてお尋ねをするんですが、ここの辺がまずは1個は「ふるさと納税事業による収益や市からの財政支援に過度に依存し」というところと、あともう一個気になる、もう一個というか2個、「どの公益事業にいくらの公的支援が必要なのかという根拠が不明確であった」とか、その三つ目の「現場の実務運営が特定の実務責任者の個人の裁量に依存する部分が大きく」とか、すみません、およそ考えられない状態だったんだということが分かるんですけど、これを読む限り。この辺の反省を踏まえてこういうものを出してこられたということにはなるんですが、今までだから、すみません、午前中の繰り返しになるんかもしれませんが、今まで市としてはもう全くここには関与、関心を示さず、もう丸投げをしていたということなんですよ。しかもそれを踏まえた上でこれから関わるとはいえ、これからもここに引き続きお願いをしていくということが根底にあるから、このようにまたふるさと納税事業で収益をまた増やしていこうというふうなことが語られるというか計画されているということになるんだと思うんですが、しかもそれが8ページにある資料を見ても明確ですよ。令和9年度ふるさと納税事業の再開準備というところから始まって、そこから結局黒字化に転じていくということになっていってるんで、もう間違いなくふるさと納税事業をうちがするんだという計画書ですよ、これ。計画書じゃないか方針か、この方針で本当によいのでしょうか。

これ、すみません、繰り返しになります、間違いなく、うちが、うちがというのはそうじゃ地食べ公社がという意味です、間違いなくそうじゃ地食べ公社が今後もふるさと納税事業は受けるんだという大前提でこの方針を示されてると思うんですけど、そこについてお尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 ふるさと納税事業をすることについてということですが、今朝ほどの議論でもございましたが、一提供事業者としてそうじゃ地食べ公社の事業として取り組むという

ところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 午前中の議論にもあったのを繰り返して聞いているわけなんですけれど、これ別な資料ですからお尋ねしてありますが、でもこの資料を当然出されてきたものは見たわけですよ。ほんで、これでいいですよという判断をしたわけですよ。だからここの議会に報告をしてこられとるわけですよ。ということは、このようにふるさと納税事業をそうじゃ地食べ公社とするんだという方針をもう示してるわけじゃないですか。市もそのつもりでいますよということじゃないですか。だから本当にそれでいいのかどうか、だから午前中の議論にもあったように、私はもう最初からJAにお願いしたほうがいいんじゃないかみたいなことも申しましたけど、このふるさと納税事業はそうじゃ地食べ公社じゃないとできない事業ではないですよ。だから、ほかに頼むべきところがあるかもしれませんし、そういった方に例えば要はビジネスチャンスが与えられるのかもしれないし、それを潰すようなことにはなりかねませんか、これを市が承認しとるような形になっているという気がして仕方がないんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 溝手委員からの御質問にお答えいたします。

今回、そうじゃ地食べ公社がふるさと納税事業を再開、取り組んでいくということで、それを認めるという内容になってますけれども、繰り返しになりますけれども、これまではこちらからある意味お願いをする形でそうじゃ地食べ公社に事業を担っていただいたわけですが、このお米以外のふるさと納税の事業に関して言えば、事業者からこういう商品を幾ら幾らで自分たちは出すことができるのでというお話があつて、それを3割以内でと考えて寄附額はこれくらいという形でふるさと納税事業というのをやってるものになりますので、今回そうじゃ地食べ公社が今後この価格で自分たちはやるんだというお話があれば、それはふるさと納税制度の側としては別に本当にほかの事業者と平等に扱って、掲載なり寄附返礼品としての取扱いをしていくということになるかと思えます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 補足的に御説明させていただきます。

そうじゃ地食べ公社は、市内産の地産地消というのもございますが、総社産の米のPRの部分に一役買っていただいているところもございまして、引き続きそうじゃ地食べ公社としてもふるさと納税の一事業者として取り組んでいきたいということをそうじゃ地食べ公社のほうも考えておりますので、そこについては一事業者としての扱いにはなりますが、収入を見込んで計画をしているということを一応認めている状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、ちょっと今日の議論からは範囲を超えるかもしれませんが、範囲

を超えてると思ったら止めてください。

要は気になってるのはそういうことなんですけれど、例えばじゃあ総社市内にほかにも営農組合がそれこそたくさんあるわけで、そうした営農組合がこれに取り組むということもできるんじゃないかと思うんです。そうすると、そういったところと競争をしていただくことによってということも考えられるのかなと思うので、要はそうじゃ地食ベ公社に、今は多分そうじゃ地食ベ公社御自身にもそうじゃ地食ベ公社しかするところがないという認識があるんじゃないかなという気がするので、そこは違いますよと、ほかの事業者もこの事業に対して手を挙げて、そちらにもその事業が移るかもしれません、または分散してこのお米についてするかもしれませんとか、そういった可能性もお伝えするべきなんじゃないかと思うし、他の団体にもふるさと納税事業を受けていただけるのであれば受けていただく準備がありますというような周知もされたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 今御指摘いただいたふるさと納税のこの制度に実際また再開するというときには、そうじゃ地食ベ公社に限らず米を提供いただける事業者に広く声をかけた上で再開というふうにしていきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食ベ公社のほうにも他との競合とございますか、そういったことについては理解はしていただいております。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、第三セクター等経営健全化方針、これ（案）ですけれど、午前中にそうじゃ地食ベ公社の経営改善計画書が出てきたと思います。今回はどうかこれに関しては当局にお聞きしたいんですけれど、そうじゃ地食ベ公社のことはそうじゃ地食ベ公社の中でいろいろ話は評議員会、理事会等含めてしてるんだと思うんですけれど、この第三セクター等経営健全化方針って改めてここに出してきとるということは、当局側は何か前の反省も含めてこういう明文化をしたほうがええということでこれを出してきとんですか、教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらのほうにつきましては、地方公共団体が出資出捐する第三セクター等の経営健全化を推進するため、財政リスクが高い法人についてでありますけれども、そういったところに抜本的改革を含む経営改善方針の策定、公表を求めるということで総務省のほうからも通知が来ておりまして、それに従いまして今回そうじゃ地食ベ公社の財政リスクが存在しておりますので、その改善状況であるとか改善内容についての継続的な取組の支援であったり、またその取組状況の公表等をするということで定めるものということになっております。

以上です。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 総務省のほうからそういう改善計画を出しなさいというようなことで来たところとおっしゃったと思うんですけど、そういうことでいいんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そのとおりでございます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 第三セクター等については、以前からこれはもう最初は平成26年8月5日、大分前ですけど、その頃から「第三セクター等の健全化等に関する指針」ということで、第三セクターに関する考え方、ずっと補助金を漫然と続けるべきではないというふうな指針ですね、が出されて、平成30年2月20日付に総務省のほうから「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」というのが出されております。これは特に債務超過等の相当の財政リスクが存在するような法人、何個かありますが、そういった条件に今回そうじゃ地食べ公社のほうもかなり財政リスクが高い法人になるかと思っておりますので、その総務省からの通知に基づいて市のほうとして先にその必要性を感じまして、方針を定めるという形のものでございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 今第三セクター等の、そうじゃ地食べ公社だけじゃなくってほかのこともある程度含まれたような言い方をされたんですけど、ほかに何かあるんですか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 総社市の中では総社市土地開発公社が第三セクターとしてありますが、対象にはなるんですけど、この方針をつくる対象にはならないという。条件があるんですが、相当なリスクがあるとか、そういった法人がこの方針をつくるような通知が来ておりますが、総社市土地開発公社はこの方針をつくるような対象にはならないという形にはなっております。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、話が横ずれしとるみたいなんで、これ質問が悪いのかなと思いません。

平成26年からそういう方針が出てるという話をされとったんですけど、要はそうじゃ地食べ公社と農林課とのここのなれ合いとか癒着とか、僕はそこら辺が今まで、これ議会も悪いと思うんですけど、あまりその話をしなかつた、そうじゃ地食べ公社のことに関して。議会の中ではそこにあまりタッチはできませんよというような、何となくそういう空気感があつたんですけど、今回このようなことが起きて、去年から実際委員会等も含め一般質問も含めそうじゃ地食べ公社の話がどんどん出てますよね。この件に関して、要は農林課として今まで携わってきた、事務系のことなんかも含めて反省点、これからここに改善していくことを書いてあるんですけど、口頭でこの改善をせにゃいけないというようなことが今までこういうことがあつたんですけどってさきのことをここに書かれてるんですけど、そういうふうなある程度きっちりとした形を、そうじゃ地

食べ公社も健全化すると書いてあったんですけど、今回のこの第三セクターの件にも書かれてあります。そういうことを含めて反省点はありますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、反省点といえばいろいろあるとは思っておりますが、特にこの中にもちょっと書かせていただいておりますが、やはり事業の実施に当たってのチェック機能とございますか、そういったところについてまだまだ不十分であったということと、あとそうじゃ地食べ公社の中においてもやっぱりそれぞれの事業の管理区分の明確化ということで今日いろいろ議論をさせていただいておりますけれども、実際に何がどれだけ必要で、どういう事業に当たっていたのかとか、そういう各事業について事細やかとかきめ細やかにもう少し把握をしていく必要があったのかなということが反省点でございます。そういったところも含めてチェック機能を強めていったり、あとはそうじゃ地食べ公社のほうにも専門家とか、そういう事務的にきっちりした形にできるようなことも要請させていただきながら改善を図っていきたいというふうに思っております。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、あまり私ばかり長く話してもあれなんで。要は農林課の中でそうじゃ地食べ公社の事務的なことをこちらでやられてたじゃないですか。今後そうじゃ地食べ公社のことを含めて、私最初に今日言ったんですけど、農業政策としてそうじゃ地食べ公社というものは僕は保っていくべきだとは思ってる、個人的には。それに対していろんな補助金、お金を投入していく、税金を投入していくに当たり、いろんなきっちりとした線引きを公益性とか収益性、そこが混在しとる部分もあるんでしょうけれど、そういったところをこの経営健全化という中で、多少うたわれてますよね。はっきりと線引きがこれからできていくんですか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 いろいろありましたけど、新代表理事の下で事業自体はもうそうじゃ地食べ公社のほうで全てきっちりやっていくというふうなことを前提に一応やっていく方針でございます、もちろん。市のほうの役割としては、やっぱりそれをしっかりとモニタリングしながらやっていけないといけない、そのモニタリングの部分で反省点としましては、数字の世界のところまではなかなか突っ込めていなかったところがございます。決算の内容であるとか、そういう部分で赤字になりそうな、もう少し厳しいとか、そういったレベルのお話は幾らかはしましたけど、そこまで突っ込めた話ができなかった部分があるのは反省点です。そうじゃ地食べ公社の経営状況とか、そのあたりのことをしっかりと把握できてたかという、そこはちょっとはてなマークがつくところがございますので、今後はその改善点としては四半期ごとの報告であるとか、そういったところをしっかりとモニタリングをさせていただいて、改善があれば改善を促していくという形になるかと思えます。

第三セクター自体は、先ほど申し上げましたように指針の中ではやはりずっと補助金を出してい

くことに対しては市としての財政リスクというのはございますので、そこをこの方針によってしっかりと把握しながら、そういう場合にはどういうふうにやっていくかというのを考えていく方針という形になっております。ですので、また経営の状況が変われば、その都度経営改善の内容について物申すこともしていけないといけない形にはなってくるかと思えます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 何点か教えてください。

まず、健全化方針を策定されたメンバーというのはどういったメンバーで策定されたのか教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、農林課が中心となりまして財政課等と協議を行いながらこの案について作成しておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 その策定したものは当然市長にも確認をいただいておりますということよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 協議のほうはさせていただいております。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。それで、5ページの事業手法の選択というところでやや厳しいことを言うんですが、この中にまず「清算」というものがある、「事業そのものの意義が認められるため、清算は適当でない」ということで、これは第三セクターでよくあるこういう思いがあって雪だるま式に負債が大きくなって、先ほどの平成26年の総務省が指針をつくるに至ったという経緯なので、この適当でない、ないとは断定はされてはいたんですけども、気持ちはよく分かるんです、ただ、そういうのが根底にあるということになると、やはりずるずる来ってしまうので、この書き方がちょっとどうなのかなというふうに思いました。

それと、その二つ下、「地方公共団体の直営化により市の財政負担が増大する懸念があり、現時点では適当でない」と、こういう書き方がされておられます。これは、直営によって市の財政負担が増大する懸念があると、どのくらい増えるのかとか、どういったシミュレーションになるのかというところまでは検討はされたのかどうか、状況だけ教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 具体的な明確な数字のところまでは、すみませんが、試算までは至っていないところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ここに書いてあるように、直営にすれば恐らく市の負担は増大するだろうと。こ

のそうじゃ地食べ公社がやってくれてる公益事業の部分に関しても、市が直営でやるとそれはお金がかかるといのはよく分かるんですけども、そこまでの試算はしてないけれども、そういう状況だということを書かれているということですね。今後考えていただきたいというか、よくこども練っていただきたいなというふうに思っております。

それと、もう一点だけ最後、7ページの下から議会についてのことが書いてあります。これはもう聞きおくだけでいいんですけども、議会への説明と情報公開というところで、「当法人の経営状況、財政的なリスクの現状、経営健全化の取組等について、議会に対して定期的に報告し、理解を得る」ということが書かれてあります。定期的に報告するということは、これから十分にどういった形で我々議会のほうにこの経営状況、これそうじゃ地食べ公社があるという前提の話ですけども、もしそういうふうな方向になれば我々議会のほうにどういった形でちゃんと適切に経営状況を説明するか、報告するかということは十分に検討していただきたいなというふうに思いますので、そこに関してはお願いという形にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 一つ目のところの清算とか事業手法の選択のところですが、5ページの。これは10ページのフローチャートに従って一応やっております。清算、事業そのものの意義が認められるためというの、今までも説明してこさせていただきました地産地消の事業であるとか、平成21年頃からそういった会議をつくった上で地食べ事業の役割もちゃんと位置づけし、それから新しいビジョンに変わってもその中でもそうじゃ地食べ公社を中心的にやっていくと、代行耕作等もそうです、その計画に沿ってやっていってる。そういった公益事業の役割を考えたときに、これはもうやめさすべきではないだろうというふうな形の記述になっております。そういうところでこのフローチャートに沿ったような形の選択という形になっております。

それから、先ほど議会への御報告については、これはまた産業建設委員会の皆様と御相談させていただきながら、時期的にどうするかというのはあります。事業報告自体は四半期ごとにとということでそうじゃ地食べ公社のほうから出てまいりますので、それから年1回の議会への決算の提出義務もありますので、そのあたりも含めて御相談をさせていただきながら議会への御説明をさせていただきたいと思っております。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 先ほどの議会に対する説明なんですけども、私は提言書をまとめて提出させていただいて、今の段階で経営改善計画が出てきたというスケジュールです。今議会で予算も出てきてという非常に拙速な対応が求められるわけですが、議会は。議会としてもやっぱり各議員は住民の皆様説明する責任があるとしたときに、非常に環境的に厳しいなというふうに思わざるを得ない。今の時点で経営改善計画が出てきたというタイミングについて、当局は何らかの理由でこの

タイミングになってしまったという遅れた感じがあるのか、いやそうじゃなくて、これが普通なんだという感覚なのか、そのあたりを教えてください。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 決して早いとは思っておりませんで、代表理事の交代もございましたので、そこから一生懸命協議を続けたわけでございますが、それでもこういう時期になってしまっ大変申し訳ないと思っております。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 当局としては、なканずく今のタイミングになってしまったと、ここは議会に対しては申し訳なく思っているという認識でよろしいですか。はい。

ざっといろいろお話を伺って、これ平成20年の段階で総務省の自治財政局公営企業課、第三セクターに関する指針の概要等というのを発表されていると。そこをみますと、「経営悪化時の対応に当たっての留意事項」というのが出てるわけです。今後経営悪化時における速やかな対応ということが求められるタイミングがあるかも分かりません、これは。「監査や点検評価の結果、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みがない債務の累積等により経営状況が深刻であるなどの場合には問題を先送りしないこと」というのがあるんですけども、この辺はどのように留意されてますか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 御指摘のように、これは平成26年8月ぐらいの通知でございます。このときには、ちょっと経営状況がどうだったかというのはあるんですけど、これは第三セクター全てについて一応の通知でございますので、この指針はそうじゃ地食ベ公社、総社市でいえば第三セクター三つですか、ですので、全てに当てはまるという形の指針になってるかと思えます。

その後平成30年に方針ということで出されましたが、そのことについては今回特に当てはまるような経営状況になっておりますので、そこについては方針をつくるのは具体的には幾つかの条件、債務超過法人であるとか、実質的に債務超過である法人であるとか、地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人、その他各地方公共団体において経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し経営健全化の取組が必要である法人というふうなうたわれておりますので、もちろんそうじゃ地食ベ公社は今こういう状況にございますので、方針をつくらせていただいたということでございます。決して早いわけではございません。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 経営改善を実施する場合の留意点ですが、「経営改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては速やかに経営改善計画書を策定するよう指導監督する」というふうになっておりますので、このあたりは十分に留意していただいて、悪化が見込まれる場合は速やかに経営改善計画を策定することを指導していただきたいと思えます。

このガイドラインで改革プランを策定するようというのがありますので、どこを変えるのかということ十分に明記するという必要があろうかと思えますが、その辺で何か御意見があります

か。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 今回こういう方針の策定について平成30年の通知に基づきまして経営健全化の方針を立てたわけですが、先ほど村木議員もおっしゃられたように経営の状況というのは常にモニタリングをしながらやっていく必要があると思っております。これは1年に1回、この方針自体もホームページには載せさせていただきますし、その状況については1年に1回報告をさせて、その経営状況についても公開をするようになってます。これは継続的にやっていくので、5年はもちろんあれですけど、その後も必要だと思います。ですので、そういった中でこれは計画どおり行っていないじゃないかというふうなこともあれば、もちろん改善計画をもう一度見直すようなことも市のほうからそうじゃ地食ベ公社のほうに伝えなければいけないということで、伴走支援をしながらモニタリングをきっちりしながら進めていきたいと思っております。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 逆に経営改善が極めて困難とされる場合、そのときの留意点もここに記されておりますが、「何らかの形で事業を存続させる必要があると判断した場合には、手続、内容について公平性、透明性を確保する観点から会社更生法、民事再生法、特定調停法等の法的整理を選択することが適当」であると。また、「経営改善及び事業の存続が極めて困難と判断した場合は、債権者等関係者との責任分担を明確にしつつ、事業の廃止を決断すること。さらに、第三セクターを清算する場合には、法的手続（破産、特別清算）の活用について検討する必要がある」ということも明記されております。また、債権債務関係の整理に当たっては、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負うのが原則になっておりますので、過度の負担を負うことがないように十分注意していただきたいと思いますが、このあたりのことは今回の改善計画に盛り込まれておられますかどうか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 まさに今村木議員がおっしゃられたのは、今回の方針で一番後ろにある「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」で最初に「事業そのものの意義（行政目的との一致度）がない場合に清算になっていく場合のことだと思っております。ただ、市の判断としましては、そうじゃ地食ベ公社は今までも築き上げてきたお金には代え難い部分もございますので、それから公益性、先ほどからも申し上げた学校給食等、それから260人の生産者、そういうところをしっかりとやってきましたので、そのことを考えまして継続というふうな判断をさせていただいたところがございますので、右に行けばこのフローチャートでもうすぐに清算であるとか民営化というふうな部分もございますが、市としましてはそこのところ、農業のインフラを今までも担っていただいていたところを行政目的と比較して、一致度を含めて継続というふうな判断をさせていただいたところがございます。

○加藤保博委員長 村木議員。

○村木理英委員外議員 御答弁いただきました。お考えになってることは理解できます。しかし、どうしても数字がついて回る話ですから、あまりにも累積赤字がかさんでくるといふふうになると、単なる理念でやり切るといふこともできない。ですから、随時経営の見直し、数字の透明性を確保していただいて、今描いているこの数字が本当にお花畑にならないように十分に注意していただきたいと思います。

終わります。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 おっしゃるとおりだと思いますので、もう最後のチャンスではございませんが、ここでしっかりと立て直していけることを市のほうとしても支援したいと思っております。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、やはり気になることがもうちょっとありまして、収益事業の自助努力に関してお尋ねをするんですが、不採算事業の整理ということでカレーの事業に関しては早期撤退を行うという方針が示されているんですが、代行社中って実際どうですか。代行社中で本当にこれが収益性が高いものかといったら、そうでもない。だから、経営方針、経営の健全化を考えたときには、その整理の対象に代行社中を入れてもいいのかなというふうには思うんです。だから、そこを午前中の太田副委員長のお話にもありましたように、公益性がある収益事業みたいな感じのかなという気もするんですが、それをもう公益的事業ではなく収益的事業として考えるのであれば私は代行社中は要らないんじゃないかなと思うんですが、公益性があつてということになると、代行社中もありかなという感じなんです。だから、そういったところまで含んで、代行社中はどなただったか覚えてませんが一般質問の答弁で出てきた市長の言葉、口から出てきた新たな施策なわけですけど、これが本当にあまり有効でないのであれば、そういったところも見直すことも含めて、しかもこれをそうじゃ地食べ公社に全てほぼ丸投げなんだと思うんですが、そういったところは改善の余地があるんじゃないか、経営の健全化方針として考えたときには改善の必要があるんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 収益事業としての代行事業ということでございますけれども、この辺が本当に事業として非常に分かりにくいところがあるのかなというふうに思っております。そうじゃ地食べ公社という作業の代行については、いわゆる農業法人等が田植であるとか稲刈りであるとか、そういった事業を請け負うことはいろんな法人がやっておりますけれども、そういった事業をそうじゃ地食べ公社のいわゆる通常の収益事業として捉えておる。なので、そうじゃ地食べ公社の収益事業として代行作業の事業があるというところでございます。これについては、請負の金額とかにもよって収益性をどのように確保していくかというところはありますけれども、そういったところをしっかりと見直しをしたり現状を把握する中で収益事業として成り立たせていただくようなことを考

えていく。

市が行う代行社中については、これは委託事業でお願いしておるところですけれども、通常していただく作業受託の条件不利の場合のところの上乗せをお支払いしたり、その事務をちょっとしていただくというところで、直接的に全てが一緒のものではないというところ、分かりにくいんですけど、分かりにくいですよ、そうですよね。別物なんです。代行社中の委託自体は赤字にはならないです。それに伴う人件費であるとか農業をしていただく条件不利部分の補填部分はその委託事業の中に盛り込んでお支払いしますので、それがそうじゃ地食ベ公社が行う農作業受託の収支に影響するというものではないんです。難しいですよ。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 簡単に申し上げますと、代行社中の費用に関しては、人件費がかかりますよね。そうじゃ地食ベ公社だけではないんですが、それは委託料でお支払いをするようになってます。そうじゃ地食ベ公社に対してもそうです。人が何件動いたらこれだけの経費なので、その対価は委託料として支払うので、赤字になることはありません、その部分については。その動いた方に対してそうじゃ地食ベ公社だけではないので、そういった形の営農組合等でも同じです。ですんで、一応今収益事業という形で挙がっております。なかなか公益事業的なところがあるんですが、普通の農作業受託等もそうじゃ地食ベ公社は収益事業でやってる部分ございますので、そこと同じ扱いの代行社中としての事業の委託料分ということで収益事業に一応入れるような形にしております。

○加藤保博委員長 溝手委員、よろしいですか、今の御説明で。

何か補足で説明がありますか。

よろしいですか。

では、太田副委員長。

○太田善介委員 このそうじゃ地食ベ公社に関するところで、独立性をどこまで担保されるんかというところを聞きたくて。というんが、今まで総社市長片岡聡一理事長兼務でやられてたと思うんですけど、市長がやると言ったことをやって、例えばカレーを売ろうと言ったらカレーを売ってたと。今回理事長も替わられて別組織としてリニューアルされるのであれば、市との関係性の部分で地食ベに対してどのぐらいのところまで独立性を担保させるんかというところは何か決まっていますか。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 補足で。何が言いたいかという、例えば市がそうじゃ地食ベ公社に対してこれをやってくれという場合に、そうじゃ地食ベ公社が断れるかどうかということです。これは採算性が取れない、だからもううちはしませんと言えるんかどうかという権限を持たせるかどうか。言うたことは全部やれというのか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 市が思うから全部やってほしい、それをごり押すというようなことはないです。

そうじゃ地食べ公社の運営についての決定は、そうじゃ地食べ公社としてどういった事業に取り組んでいくか、何をやっていくかというところについては、もう組織としては別の組織になりますので、そうじゃ地食べ公社の中については事業の決定をするのは理事会ですので、そういったところでどういった事業を行っていくかというのは決めていくということにはなりません。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 例えばカレーの事例もそうですし、さっき言われてたセロリの部分に関しても例えば議会で出てきたから、じゃあそうじゃ地食べ公社ではいやってくださいということは、協議の上やるかもしれないけど、やらないパターンも出てくるという考えでよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そういうことでございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

では、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時6分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(3)一般財団法人そうじゃ地食べ公社運営補助金交付要綱について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 一般財団法人そうじゃ地食べ公社への運営補助金の交付要綱について御説明させていただきます。

まず、要綱の概要でございますが、制定の趣旨といたしまして市の農業施策と連携し、農業の課題解決に向けた取組の実行役を担っているそうじゃ地食べ公社が取り組む様々な公益事業に対して、継続的かつ安定的な事業運営を確保するための補助金を交付するため要綱を新たに定めようとするものでございます。

対象事業といたしましては、そうじゃ地食べ公社が行います五つの公益事業を交付対象とすることを考えております。そちらについては、研究開発事業、研修等事業、農地利用集積化事業、地産地消事業、法人会計でございます。

続きまして、補助対象経費でございますが、人件費、施設及び設備の維持管理費、委託料、その他事業費となっております。なおこの費目においては補助対象事業内のものに該当するものと

し、最終的にはそうじゃ地食べ公社の公益事業内の費目及び名称との整合を図らせていただきたいと思います。と思っておりますので、その点につきましては御了承いただければというふうに思っております。

続きまして、補助金の金額ですが、補助金額は『「補助対象経費」引く「収益」』として、上記の範囲内において補助することとしたいと考えております。施行日につきましては、令和8年4月1日と考えておるところでございます。

また、下のところにちょっと書かせていただいておりますが、透明性の確保として申請、報告、帳簿保存の手続を明確化し、適正な補助金執行を担保すること。運営の安定化につきましては、そうじゃ地食べ公社の運営に必要な経費を幅広く対象事業とすることで、安定的な運営を支援すること。柔軟な支払対応としましては、概算払によりそうじゃ地食べ公社の資金繰りに配慮すること。適正執行の担保として、取消し、返還規定により、不正使用等を防止すること。経営努力の促進として、経営状況をチェックし、経営努力を促すことにより、補助金に頼らない安定的な運営の早期実現を支援することといった内容も含め、要綱制定に当たっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 補助対象事業はあくまで公益事業を交付対象とするというところで、ここを何度も何度も繰り返しなので強調になってますが、公益事業に対して交付されるのであれば、私はそれはいいのだと思っておりますが、ちょっと気になるのが、あくまで補助対象が公益事業とはいえ、施設及び設備の維持管理費というところがちょっと気になりまして、例えば収益事業として今までにも出てきてました記載のありましたライスセンターからの委託による大規模じゃなしに小規模の乾燥とかといったときに、それこそ書いてあったと思うんです。大規模な修繕か買換えが必要になる可能性があるみたいなことを書いてあったと思うんですけど、そういったものに結局補助を出すようになってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですが、そのときに収益事業で使っているものだけど、そこに補助をしますよということになってしまうんじゃないのかなと。そのあたりバランスというか、教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御心配いただいておりますライスセンターですけれども、こちらそうじゃ地食べ公社の持ち物ではございませんので、事業として運営を委託されているというものになります。そのほかの設備等、いわゆるこの法人会計でいうところについては、例えば事務所の維持管理に関わるもの等、そういったものが該当してくるというところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 結局、じゃあそれは明確に公益事業に使うものだけというわけにはいかないこと

ろが出てきますよということですね、事務所にも使うということは当然公益事業も収益事業もどっちとも使うわけですから。ただ、この設備でライスセンターに関してはそうじゃ地食べ公社の持ち物ではないから、そこは大規模な修繕であったり買換えが必要だったとしてもそうじゃ地食べ公社には関係はそこはないというふうな理解でいいと。ということは、それがトラクターであったりコンバインであったりといったような農業用機械についてはでも関係があつて、どうしてもそれは収益事業にも公益事業にも使ってるから、そのこの区別は実はできないんですよということになるのかと思うんですが、じゃあこの書き方でいいのかなという気がちょっとするんで、その辺を御精査いただけたらと思うんですが、いかがでしょう。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうです、ちょっと分かりにくい書き方だったかもしれませんが、収益事業として使うものについては、会計上それぞれの事業とかに割り振りがされております。そうでない、そうじゃ地食べ公社の組織を維持していくようなもの、例えば事務所の消耗品であるとか電話とかについて、ちょっと確認します。うそを言ってもいけないんで。

○加藤保博委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時16分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

御答弁願えますか。

農林課長。

○中山知輝農林課長 先ほどすみませんでした。共通で使う設備等、施設等につきましては、案分等によりまして会計処理が行われたものについて、法人会計に入っているものについて補助対象としようとするものであります。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、私もそういつて案分とかがずっと出てくるかなと実は思っていたんですが、そんなすみません、がっちり線引かにやいけんだろうと言ったつもりじゃなかったんです、すみませんでした。だから、そういう御答弁でありがとうございました。

もう一点が、ここはちょっと気になるのですが、柔軟な支払対応のところの概算払によりというのが私はどうも気になりまして、私としてはここは実績に基づいてというほうがいいのではないかなということをおもっているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食べ公社の農業の性質上、やはり運転資金が必要になってくる部分もありますので、そういったところを支援するというところでは概算払等の方法を取らせていた

だければというふうに思っております。最後精算はさせていただきますので、まずは概算払をして、実績に基づいて精算をさせていただくという流れになります。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。では、最初に概算払はするが、その年の実績に応じて例えば過払いがあれば返還を、その後にも返還規定とかありますが、これは不正使用を防止するための目的なんでしょうが、そうでなくて要は先に払うけど、実績に基づいて余分に払っていた分は返還を求めるということでよろしいですね。承知しました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 一つだけ教えてください。今回要綱を新たに定めようとするものということなんですけども、これ以前のものは何も要綱はなかったということでもよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 以前のものというのが、そうじゃのお米支援補助金かと思いますが、こちらにつきましては、それ専用の要綱というのはございませんでした。

市の補助金交付要綱に基づいておりましたけれども、そうじゃのお米支援補助金としての要綱というのはございませんでした。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分